

未熟児養育医療の制度について

【対象者】 水戸市内に住所を有する未熟児で、①出生体重 2000g 以下の者、②生活力が特に薄弱であり、下表の症状に該当する者であること。また、医師が入院療養が必要と認め、「指定養育医療機関」において入院養育を受けている者。

一般状態	・運動不安、痙攣がある ・運動が異常に少ない
体温	・摂氏 34 度以下
呼吸器 循環器	・強度のチアノーゼが持続する、チアノーゼ発作を繰り返す ・呼吸数が毎分 50 以上で増加傾向、毎分 30 以下 ・出血傾向が強い
消化器	・生後 24 時間以上排便がない ・生後 48 時間以上嘔吐が持続 ・血性吐物、血性便がある
黄疸	・生後数時間以内に出現するか異常に強い黄疸がある

(症状に該当があっても、未熟児と診断されていない場合は対象外となることがあります。)

【内容】 健康保険による患者の自己負担分を公費で負担します。ただし、医療費が無料となるものではありません。世帯の所得に応じて、「自己負担金額」が決定されます。医療費の支払いは、自己負担金額をもとに後日、水戸市から請求があります。(請求まで数か月程度かかります)

【対象となる費用の範囲・保護者負担】

- ・対象:健康保険適用後の自己負担分及び入院時食事療養費標準負担額(入院中のミルク代の自己負担分)。
- ・対象外:完全自費の検査・治療やリネン代・おむつ代等の健康保険適用外の費用、養育医療券の有効期間外の費用(医療機関との支払いをお願いします。)
- ・「養育医療券」が届く前に医療機関から請求があり養育医療の対象となる費用を支払ってしまった場合は、市では払い戻しは出来ません。申請中であることを医療機関に相談してください。

【マル福制度との関係】

マル福受給者は自己負担金について、マル福適用を受けることができます。マル福の受領委任状を申請時に提出していただくことで「自己負担金額」からマル福分を差し引いた額での請求となります。(マル福については本制度とは別に手続きが必要です。詳細は国保年金課へご確認ください)

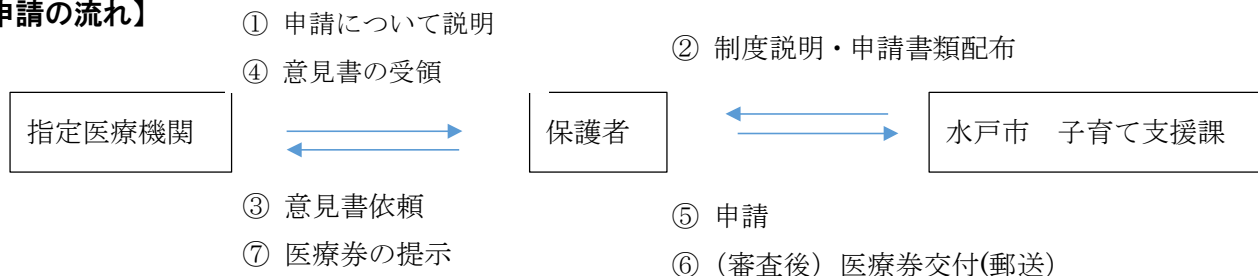
【給付対象期間等】

- ・養育医療の期間は、医師が意見書に記入した診療予定期間に基づいて決定します。
- ・最長で1歳のお誕生日の前々日までとなります。
- ・期間内に退院又は市外へ転出された場合、給付は対象外となります。(退院後の再入院の場合も同様)

【医療券】 申請書類をもとに「養育医療券」を作成し、申請者・医療機関それぞれに郵送します。

☆☆☆ 退院後の申請は出来ません ☆☆☆

【申請の流れ】



退院後の申請は出来ません。ご注意ください

【申請に必要な書類】

必要書類一覧	新規	継続	転院
給付申請書	○		○
医療意見書（医師が記入）	○		
転院先の医療意見書（医師が記入）			○
養育医療継続承認申請書（医師が記入後、保護者が記入）		○	
世帯調書（生計を共にしている家族について記入）	○	○ 変更があったとき	
課税証明書（世帯調書記入の世帯員分） 注1） 18歳未満の兄弟姉妹分は不要 注2） 世帯調書においてマイナンバーを利用した課税状況照会に同意した場合は不要	○	○ 提出年度が変わるとき	
マイナンバーの分かる書類（世帯全員分）及び来庁者の身分証明書	○		
お子さんの加入する医療保険（健康保険）情報が分かる書類 （以下の①～③のいずれか（資格取得年月日がわかるもの）） ① 「資格情報のお知らせ（通知そのもの）」もしくは「資格確認書」（保険者が発行） ② マイナポータルの保険情報をスクリーンショットし、印刷したもの ③ 「加入医療保険の資格情報について」（手続き中である場合。被保険者の職場等が記入。）	○		
転院を必要とする理由を記載した転院前の医療機関の医師の証明書			○
現在の養育医療券		○	○
マル福受領委任状（生活保護受給中の方を除く）	○		

※ 二人以上のお子さんについて申請する場合、お子さん一人ごとに書類が必要です。

【改めて申請が必要となる場合】

- ・転居・加入する医療保険の変更など医療券の記載事項に変更が生じた場合、「変更届」が必要です。
- ・入院期間が当初の医療券の有効期間より延長する場合、「継続」の申請が必要です。
- ・一度も退院せず転院する場合、「転院」の申請が必要です。
- ・継続及び転院の場合は原則として期間内・転院前の手続きが必要となります。

【問合せ先・申請先】 水戸市 子育て支援課（市役所2階）
水戸市中央1-4-1
TEL 029-350-1216